

神奈川県**三浦市**

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地 旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地 三浦市市民交流拠点整備事業用地 三崎漁港(本港地区及び新港地区) 10,000 (土地取得がない場合 5,000) 〈適用要件〉 ・令和8年3月 31 日までに立地して事業を開始すること ・国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納していること ・事業内容が本市の経済の発展に寄与し、かつ、まちづくりにふさわしいと市長が認めるものであること	—	課税免除	固定資産税 都市計画税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三浦市企業等立地促進条例(雇用奨励金)	H26	〈適用要件〉 ○令和8年3月 31 日までに立地して事業を開始すること ○国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納していること ○事業内容が本市の経済の発展に寄与し、かつ、まちづくりにふさわしいと市長が認めるものであること 〈対象地域〉 三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地 旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地 三浦市市民交流拠点整備事業用地 三崎漁港(本港地区及び新港地区)	○対象地域内で事業を開始するために、市民を正社員として新規に1年以上継続雇用した場合1名につき 14 万円を事業者に交付(1事業者につき1回限り)

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))